

[事案 2020-330] 新契約無効請求

・令和3年7月16日 裁定終了

<事案の概要>

契約内容が募集時の説明と異なっていたこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年12月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効にしてほしい。

- (1) 募集人から、「生前でも解約せずに生存保険金を受け取ることができる。」との説明を受けて加入したものの、最後に支払われる保険金は、死亡しないと受け取ることができない商品だった。
- (2) 自分には子供がいないため、死亡した後に保険金が支払われても意味がなく、生前に受け取れる保険でないのであれば加入する意味がないことを募集人に伝えている。

<保険会社の主張>

募集人は、説明時に設計書を使って、保障内容、解約返戻金、ご留意いただきたいことなどを説明していることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約内容が募集時の説明と異なっていたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。